

令和6年4月から
65歳以上の
中等度難聴程度の方
を対象として

補聴器の購入費を助成します

——辰野町高齢者補聴器購入費助成事業——



※令和6年4月1日以降に購入した補聴器が対象となります

<目的>

聴力機能の低下により日常生活に支障がある65歳以上の高齢者に補聴器の装用を推進することにより、聴力機能の低下に早期に対応し、社会参加の促進を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

<助成対象者>

次の①～⑤のすべてに該当する方

- ①町内に住所を有し、申請の時点において65歳以上の方
- ②聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方
- ③両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満または片耳の聴力が40デシベル以上で他耳の聴力レベルは90デシベル未満である方
※中等度難聴程度
- ④耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明（様式第2号）を受けた方
- ⑤すべての世帯員が、町民税等に滞納がないこと

<助成内容>

3万円を上限として、購入費用の2分の1を助成します。

※助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品（集音器は対象外）

※故障、修理、メンテナンス等は助成対象外

※診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等は自己負担

※医師証明書に基づき、補聴器を購入した日から3か月以内に申請が必要

※助成の決定を受けた日の翌日から起算して5年経過した場合、再申請可能

【裏面をご覧ください】

<申請から助成までの流れ>

①申請書類の取得・助成対象要件の確認

役場窓口または町ホームページで、申請書類を取得できます。助成要件を満たされていない場合は、補聴器を購入されても助成が受けられません。事前に、要件の確認を十分に行っていただきますようお願いいたします。ご不明な点等は、役場保健福祉課へお問い合わせください。



②耳鼻咽喉科の受診

医師証明書（様式第2号）用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師証明書を作成してもらってください。

※診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等は自己負担です。



③補聴器の購入

医師証明書（様式第2号）に基づいて補聴器を購入し、購入店舗からその領収書及び管理医療機器としての補聴器であることが分かる書類（保証書・カタログの写し等）を受け取ってください。

※助成対象は、管理医療機器としての補聴器です。

※領収書の宛名は申請者（助成対象者）本人に限ります。



④申請書類の提出

次の書類を役場保健福祉課に提出してください。

- ・申請書兼請求書（様式第1号）
- ・医師証明書（様式第2号）
- ・補聴器購入に係る領収書の写し
- ・管理医療機器としての補聴器であることが分かる書類（保証書やカタログの写し等）

※補聴器を購入した日から3か月以内に申請が必要です。



⑤助成可否決定通知書の受領・助成金の受取

町から申請に対する助成可否の通知書（様式第3号）が届くまでお待ちください。助成決定した場合、町から申請者本人名義の指定口座に助成金が振り込まれます。

【問い合わせ先】辰野町役場 保健福祉課 障がい福祉係

TEL：0266-41-1111 FAX：0266-43-3307